

消 防 救 第 217 号
医 政 発 0630 第 6 号
令 和 7 年 6 月 30 日

各都道府県知事 殿
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

転院搬送における救急車の適正利用の推進について

転院搬送における救急車の適正利用の推進については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」(平成 28 年 3 月 31 日付け消防救第 34 号医政発 0331 第 48 号、消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名通知。以下「平成 28 年通知」という。)(別添)において、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、関係機関と協議の上、救急業務として転院搬送を行う場合についての各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うよう、また、併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、平成 28 年通知の別紙ガイドライン(「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参照事項」(以下「転院搬送ガイドライン」という。))を参考にしつつ、地域の実情に応じ、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いしてきたところです。

しかしながら、全国単位では、転院搬送出動件数は増加傾向であり、令和 6 年度救急業務のあり方に関する検討会において、転院搬送における病院救急車や患者等搬送事業者の活用について検討がなされ、「令和 6 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」(以下「検討会報告書」という。))が取りまとめられました。

検討会報告書では、全国単位では、消防機関の救急車、病院救急車、患者等搬送事業者の転院搬送件数を比較すると、消防機関の救急車の割合が高い状態であること、半数近くの消防本部で、転院搬送が救急業務をひっ迫していると認識していること、転院搬送に関して、令和 6 年度の診療報酬改定において、救急外来を受診し初期診療を受けた患者の転院搬送に対する評価(救急患者連携搬送料)が新設されたことが報告され、ま

た、消防機関で使用を終えた救急車を医療機関で病院救急車として再利用する取組を進めること、患者等搬送事業者についての広報を展開すること、転院搬送が救急業務に与える影響は地域によって異なっていると考えられることから、転院搬送のルール化に向けた合意形成は、地域の実情に応じて進めていくことが有用と考えられること、転院搬送における消防機関の救急車の適時・適切な利用の推進のため、平成 28 年通知で示した転院搬送ガイドラインの充実・改訂が考えられることなどが報告されました。

併せて、転院搬送における救急車の適時・適切な利用の更なる推進のため、改訂された転院搬送ガイドラインを参考に、各都道府県並びに各地域においては、地域の実情に応じ、関係者間で十分な協議を行った上で、消防機関が転院搬送を行う場合のルール化に向けて、関係者間で合意形成を行うことが重要であること、その際には、ルールの実効性を高めるために、医療機関等の関係者に対して十分周知することが重要であることが報告されました。

ついては、これらを踏まえて、今回、下記及び別紙で改訂した平成 28 年通知及び転院搬送ガイドライン（以下、「改訂通知及びガイドライン」という。）を参考に、各都道府県においては、転院搬送における消防機関の救急車の適時・適切な利用の推進に向け、関係機関と協議の上、救急業務として転院搬送を行う場合についての各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、改訂通知及びガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いします。

貴職におかれては、本通知の趣旨を十分理解した上で、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に周知いただくとともに、都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会等の管内関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

【改訂箇所】（平成 28 年通知に今回追加する内容を下線で示す）

1 都道府県の役割

ホ 病院救急車の導入及び運航体制の整備を促進するため、病院救急車の導入・運用に必要な経費に対する国の財政支援等も活用し、病院救急車の導入・運行体制の整備を

進めること。

2 地域における合意形成

ハ 救急外来を受診し初期診療を受けた患者が医療機関の救急車（病院救急車）で転院搬送された場合に対する診療報酬上の評価が令和6年度に新設されたことから、医療機関は、こうした制度も活用するなど、転院搬送における病院救急車の活用を更に進めること。

ニ 転院搬送に使用する病院救急車の導入及び運行体制の整備を促進するため、消防機関で運用を終えた救急車を医療機関に引渡し、病院救急車として活用することを検討すること。その際、以下の点についても考慮すること。

- ・ 転院搬送等での運用がどの程度見込まれるか等、どのような医療機関に対して車両を引渡すことが望ましいか消防機関で検討すること。
- ・ 消防機関で運用を終えた救急車を使用する医療機関は、転院搬送等に積極的に使用するとともに、消防機関や地域メディカルコントロール協議会等に対し、当該車両による転院搬送の実績を定期的に報告すること。
- ・ 地域メディカルコントロール協議会等において、転院搬送における病院救急車の使用実績を踏まえ、病院救急車の更なる有効活用について検討すること。

ホ 地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者で適切に共有し、地域の実情に応じて活用を図ること

救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の 参照事項

【改訂箇所】（今回追加する部分を下線で示す）

2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、1の原則を踏まえた上で、地域の実情に応じ、以下の項目について関係者間で検討し、合意の上でルール化しておくことが望ましい。

ロ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師、救急救命士が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

4 転院搬送における救急車の適時・適切な利用の推進に向け、以下の項目についても併せて検討すること。

イ 医療機関が消防機関の救急車に依頼していた転院搬送について、令和6年度の診療報酬改定において新設された救急患者連携搬送料を活用するなど、いわゆる下り搬送を中心に、医療機関が病院救急車を使用して転院搬送を行う体制を整備すること。

ロ 消防本部において認定している患者等搬送事業者一覧のホームページへの掲載等を通じて、患者等搬送事業者を活用しやすい環境醸成を図り、地域の実情に応じて、患者等搬送事業者を活用すること。

ハ 病院救急車で転院搬送については、医師や看護師に限らず、医療機関で勤務する救急救命士が同乗することも想定されることから、医療機関においては、救急救命士等を活用するとともに、転院搬送を適切に実施できる体制を整備すること。

5 救急業務として転院搬送を行う場合について合意形成されたルールの実効性を高めるため、都道府県やメディカルコントロール協議会等から医療機関等の関係者に対して、合意形成されたルールについて十分周知すること。また、各医療機関において実際に転院搬送を要請する医療関係者の理解が重要となるため、医療機関内の救急外来等の部門だけでなく、転院搬送を要請する可能性がある各診療科や地域連携部門等にも周知が行き渡るようにすること。

消 防 救 第 3 4 号
医政発0331第48号
平成28年3月31日

各都道府県知事 殿
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

転院搬送における救急車の適正利用の推進について

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において議論が行われたところですが、この中の重要な論点の一つとして、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案（以下「転院搬送」という。）に係る救急車の適正利用の推進についても検討がなされました。

検討会においては、転院搬送について、救急医療提供体制の確保に必要なものもある一方で、全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正な利用が特に求められていること、また、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、消防庁と厚生労働省とが連携して転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医師会、医療機関等、関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されました。

つきましては、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、下記に示す手順を参考に、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いいたします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、別紙ガイドライン（「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて

合意形成を行う際の参照事項」）を参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いします。

貴職におかれては、本通知の趣旨を十分理解した上で、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 都道府県の役割

都道府県は、各地域メディカルコントロール協議会等に対し、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成について、技術的な支援を行うこと。

その際、都道府県メディカルコントロール協議会等において、都道府県医師会、救急医療に精通した医師、消防機関、都道府県消防防災主管部局、都道府県衛生主管部局等、関係者間で、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであることを改めて共有し、転院搬送における救急車の適正利用の推進について、十分な議論を行うこと。併せて、以下の事項についても検討すること。

イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。

ロ 地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送用自動車を有している医療機関については、当該病院が所有する救急用又は患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効活用するよう要請すること。

ハ 消防法第 35 条の 5 第 1 項に規定する傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準のうち、同条第 2 項第 7 号の基準（その他基準）は、「前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項」を定めるものとされていることから、必要に応じ、当該基準に転院搬送ガイドライン等の内容を踏まえた規定を定めること。

ニ 2 による合意形成を行う区域の設定については、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域（地域メディカルコントロール協議会、二次医療圏、消防本部の管轄区域等）など、地域の実情に応じて定めること。

2 地域における合意形成

1 で定めた各地域においては、都道府県の助言を受けつつ、地域メディカルコントロール協議会等の枠組みを活用し、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向けた、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールについて合意形成を行うこと。

その際、地域メディカルコントロール協議会等において、郡市区医師会、救急医療に精通した医師、消防機関、市町村消防防災主管部局、市町村衛生主管部局等、関係者間で、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであることを改めて共有し、転院搬送における救急車の適正利用の推進について十分な議論を行った上で、関係者間の合意の下、地域の実情を踏まえたものとする。併せて、以下の事項についても検討すること。

イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。

ロ 都道府県の助言を受けつつ、合意形成を行う区域を越えた転院搬送を行う場合等における区域間の調整を実施すること。

救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の 参照事項

- 1 消防機関が救急業務として行う転院搬送は、原則として以下のイ及びロの条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものとする。

イ 緊急性

緊急に処置が必要であること。

ロ 専門医療等の必要性

高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した傷病者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たす場合もあること。

- 2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、1の原則を踏まえた上で、地域の実情に応じ、以下の項目について関係者間で検討し、合意の上でルール化しておくことが望ましい。

イ 要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。

ロ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

ハ 要請元医療機関が、消防機関に対し、転院の理由、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等を示した転院搬送依頼書を提出すること。

- 3 地域において救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを策定するに当たっては、地域の実情を踏まえ、必要に応じ、以下の事項についても検討することとする。

イ 特殊な疾患等を有する傷病者を除き、一定の時間内に搬送することが可能な区域に関する定めなど、他の救急業務の実施に支障を生じさせるおそれのない転院搬送の地理的な範囲に関する事項

ロ 傷病者の迅速な受入れのために、転院搬送を前提として一旦、一の医療機関が傷病者の受入れを実施するなど、消防機関と医療機関との間で既に設けられている一

定のルールに基づいた事項

- ハ その他、医療機能の分化・連携の進展状況等を踏まえ、地域の実情に応じ、特に定めることを必要とする事項